

総社市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月20日

総社市教育委員会教育長 山中 榮 輔

総社市教育委員会規則第16号

総社市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

総社市教育委員会事務局処務規則（平成17年総社市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(分掌事務)</p> <p>第6条 各課係の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課及び学校教育課 略</p> <p>こども夢づくり課</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 就学前子どもの<u>教育・保育給付認定</u>，利用承諾，利用解除に関する こと。</p> <p>(5) 略</p> <p><u>(6) 幼児教育・保育の無償化に関すること。</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> <p><u>(9) 略</u></p> <p><u>(10) 略</u></p> <p><u>(11) 略</u></p> <p><u>(12) 略</u></p> <p><u>(13) 略</u></p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第6条 各課係の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課及び学校教育課 略</p> <p>こども夢づくり課</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 就学前子どもの<u>支給認定</u>，利用承諾，利用解除に関する こと。</p> <p>(5) 略</p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> <p><u>(9) 略</u></p> <p><u>(10) 略</u></p> <p><u>(11) 略</u></p> <p><u>(12) 略</u></p>

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。